

## 第 2 次海上の森保全活用計画の策定について

### 1 策定経緯と趣旨

「海上の森保全活用計画」は、「あいち海上の森条例」第 7 条第 1 項に基づき策定が義務づけられており、平成 19 年 3 月に策定し海上の森を愛知万博記念の森として保全していくために森林整備や森林・里山における体験学習などを行ってきた。しかしながら、この計画の目標年度は平成 27 年度であり、その後の将来を見据えた新たな保全活用計画が必要となっている。

こうしたことから、愛知万博の理念である「人と自然が共生する持続可能な社会」の実現に向けて、海上の森の果たす役割や取組を総合的かつ計画的に推進するため、現状に即した新たな「海上の森保全活用計画」の策定を平成 26 年度から 27 年度にかけて進める。

### 2 計画期間

平成 37 年度を目標年度とし、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とする。

### 3 計画対象区域

計画の対象区域は、条例第 2 条に定める「海上の森」の区域とする。

### 4 計画の視点

- (1) 愛知万博の理念と成果を未来に向けて確実に継承する。
- (2) 海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたり保全する。
- (3) 森林や里山に関する学習と交流の場として活用する。
- (4) 人と自然が共生する持続可能な社会づくりのモデルとする。

### 5 計画策定のための作業期間

計画策定のための作業期間は、平成 26 年度～27 年度までの 2 ヶ年とする。

